

写

原 第 2 1 4 号
平成 2 4 年 1 月 2 5 日

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 古林 行雄 様

島根県総務部長
(原子力安全対策課)

島根原子力発電所 2 号機 第 1 7 回定期検査の実施について

平成 2 4 年 1 月 1 9 日付け島原本広第 3 3 1 号により連絡のありましたこのことについて、定期検査に万全を期し、安全かつ遺漏なく実施されることを強く要望するとともに、下記事項について特に万全の措置を講じられるよう申し入れます。

記

- 1 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 2 燃料の取扱いについては慎重に行い、放射線管理を厳重に行うこと。
- 3 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従って厳重に処理し、周辺環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- 4 定期検査期間中に行う検査や工事については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 5 他の発電所等で発生したトラブルについて、事例教育などにより情報共有を行い、協力会社も含めた関係者の意識向上を図ること等により、同様なトラブル発生の予防に努めること。
- 6 点検等で異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 7 今回の定期検査から新たに導入すると連絡を受けている、統合型保全システム (EAM) による点検計画管理については、その有効性や改善すべき事項の有無を検証するなど、十分に注意を払いつつ運用を行うこと。
- 8 定期検査期間中に実施する福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策について、確実に実施すること。また、安全性向上に向けた取り組みの状況について、県民に分かりやすく情報提供を行うこと。